

## 本ガイドブックの構成について

本ガイドブックは①相互接続共通手続き、②接続形態ごとの個別手続き、③相互接続に関する参考情報の3部構成となっています。

相互接続手続きを進めるにあたりましては、

①で接続約款に基づいた相互接続手続きをご確認ください。

②では他事業者様がご利用の接続形態に必要な情報を紹介しています。

③につきましては、接続ルール等の解説や、電気通信の発展のための当社の取組みについて紹介しています。

どうぞご活用ください。

なお、最新の情報は、ホームページで公開していますので、下記URLにてご確認ください。

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/>

## お申込み頂く前に

当社との相互接続にあたっては、各種申込書を提出していただくことになりますが、速やかな接続の開始のために、できるだけ正確に各種申込書へのご記入をお願いいたします。また、接続約款及び本ガイドブック、当社ホームページ情報をご了解のうえ、お申込みください。

事前のご検討に際しては、本ガイドブックはもとより、接続約款、各種開示情報をご活用ください。また、当社の相互接続推進部接続営業部門へお気軽にご相談ください。

# 目 次

## 第1章 接続ルールと当社の取り組み

I 接続ルール（電気通信事業法）の概要	4
I-1 接続の基本的ルールの法制化	5
II 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲	6
III 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）	7
III-1 接続約款の実施手続き	8
IV 接続会計	9
V 網機能提供計画	10
V-1 網機能提供計画の届出・公表	11
V-2 公表期間短縮（工事の開始日の変更）	12
（参考）網機能公示の実施	13

## 第2章 ネットワークのオープン化の取り組み

I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化	15
II 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史	16
III 自主ルールによる取り組み	17
（参考）オープン化個別プログラムの実施	18
市内網の開放（アクセス系のオープン化）	19
IV 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し	20
（参考）自主ルールとの接続の基本的なルールの比較	21
V 接続ルールの見直し①	22
接続ルールの見直し②	23
接続ルールの見直し③	24

## 第3章 情報公開の取り組み

I 情報開示の基本的な考え方	26
II 当社の開示情報	27
III 当社の開示窓口	28

## 第4章 その他の当社取り組み

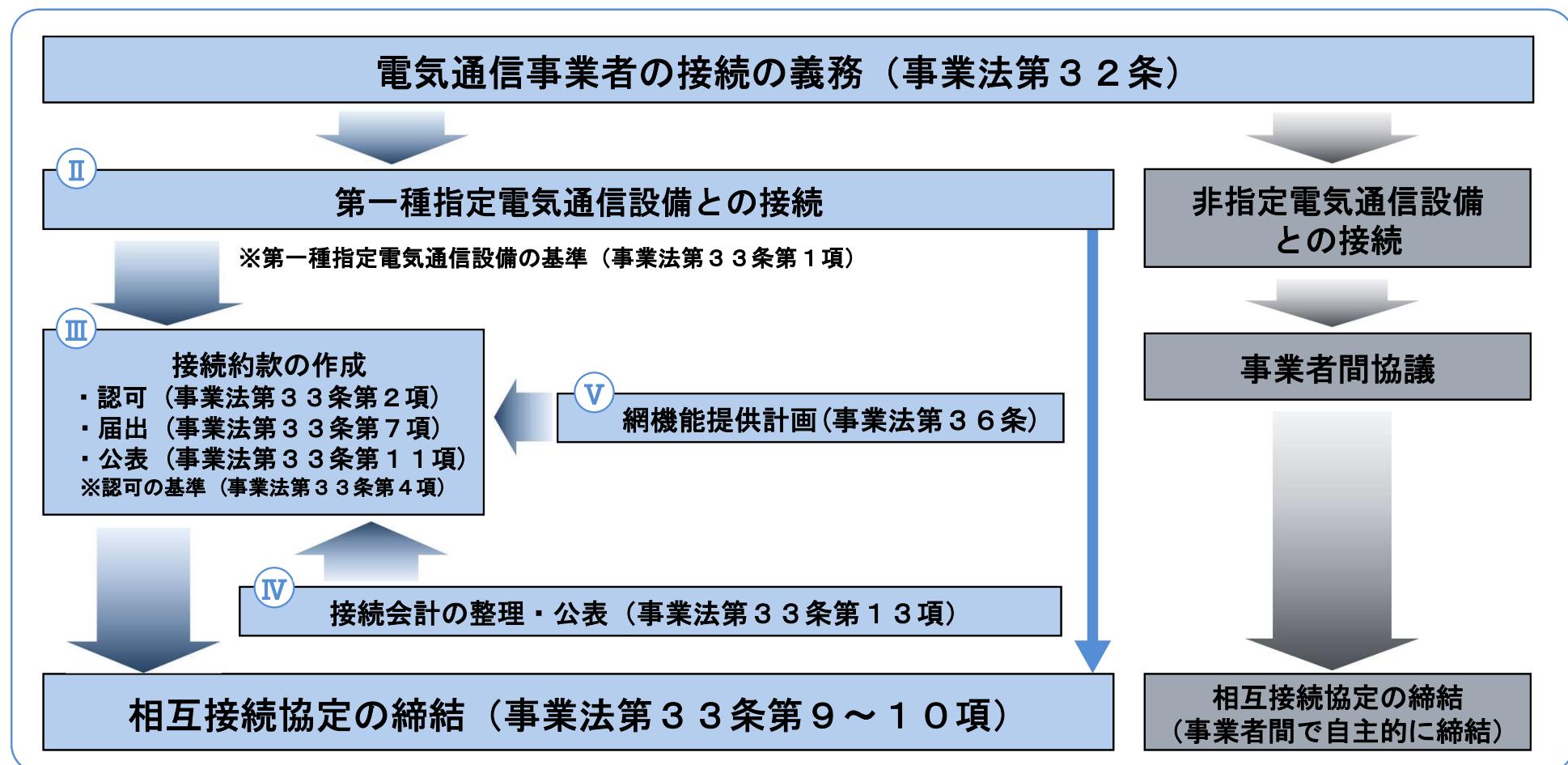
I ネットワーク機能のアンバンドル化	30
II 苦情・要望等の受付窓口について	31
III 公正競争及び内外無差別に関する取り組み	32

# 第1章

## 接続ルールと当社の取り組み

# I 接続ルール（電気通信事業法）の概要

電気通信事業者が守るべきルールである電気通信事業法、事業法施行規則について相互接続に関する部分をまとめており、特に重要な部分については原文を抜粋して記載しています。また、接続約款の記載内容をご紹介するために目次の一覧を掲載しています。



## I –1 接続の基本的ルールの法制化

現在の相互接続に関するルールについては、「接続の基本ルール」の法制化（1997年11月施行）及びその後の「接続の基本ルールの見直し」の法制化（2001年11月施行）等に基づき形成されてきたものです。

- 電気通信事業者の相互接続義務
- 接続条件の約款化（料金表含む）
- 接続約款案の公表と意見招請※
- 接続約款の公表義務
- 接続約款に基づいて相互接続協定を締結
- 接続会計規則の制定※
- 接続会計報告書の作成・公表
- 接続料規則の制定※
- 接続料規則に則った接続料金の算定
- 網機能提供計画の届出及び公開

(注1) 下線は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に関して適用される特別なルール

(注2) ※は総務省実施

## II 接続の義務と第一種指定電気通信設備の範囲

### 電気通信事業法

#### 接続の義務（第32条）

- 全ての電気通信事業者にその設置する電気通信回線設備との接続の義務をルール化  
(接続を拒否し得る正当な理由)  
(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき  
(2) 自社の利益を不当に害するおそれがあるとき  
(3) その他総務省令で定める正当な理由があるとき

#### 第一種指定電気通信設備の指定（第33条第1項）

- 指定の目的  
他の電気通信事業者の電気通信設備との接続による利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達
- 指定の単位  
電気通信役務の利用状況及び都道府県の区域を勘案して総務省令で定める区域
- 指定の範囲  
総務省令で定める割合を超える加入者回線及びこれと一体として設置する設備で総務省令で定めるものの総体

### 事業法施行規則

#### 接続の請求を拒める正当な理由（第23条）

- (1) 他事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること
- (2) 接続に応ずるための設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること

#### 方法（第23条の2第1項）

告示 ※平成13年11月30日（総務省告示第723号）  
当該事業者への通知

#### 単位（第23条の2第2項）

業務区域

#### 割合（第23条の2第3項）

固定端末系伝送路設備について、2分の1

#### 第一種指定電気通信設備の範囲（第23条の2第4項）

- (1) 交換等設備
- (2) 伝送路設備
- (3) 情報の管理、役務の制御及び端末の認証等を行うための設備
- (4) 前3号の他、交換等設備、伝送路設備又は端末設備であって、接続が利用者の利便向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なもの

### III 接続条件の約款化（接続約款の作成・公表）

第一種指定電気通信設備との相互接続に関する条件を明らかにした接続約款を作成しています。また接続に関する料金や接続条件の作成・変更に際しては、総務大臣への認可申請後、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求める手続きを経ることとされており、公正性・透明性が確保されています。

#### 接続約款の主な内容

##### 【法令に規定された事項】

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- 接続協定の締結及び解除の手続き
- コロケーションに係る事項
- 接続までの標準的な期間
- 利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法

- 協議が調わないときのあっせん又は仲裁による解決方法

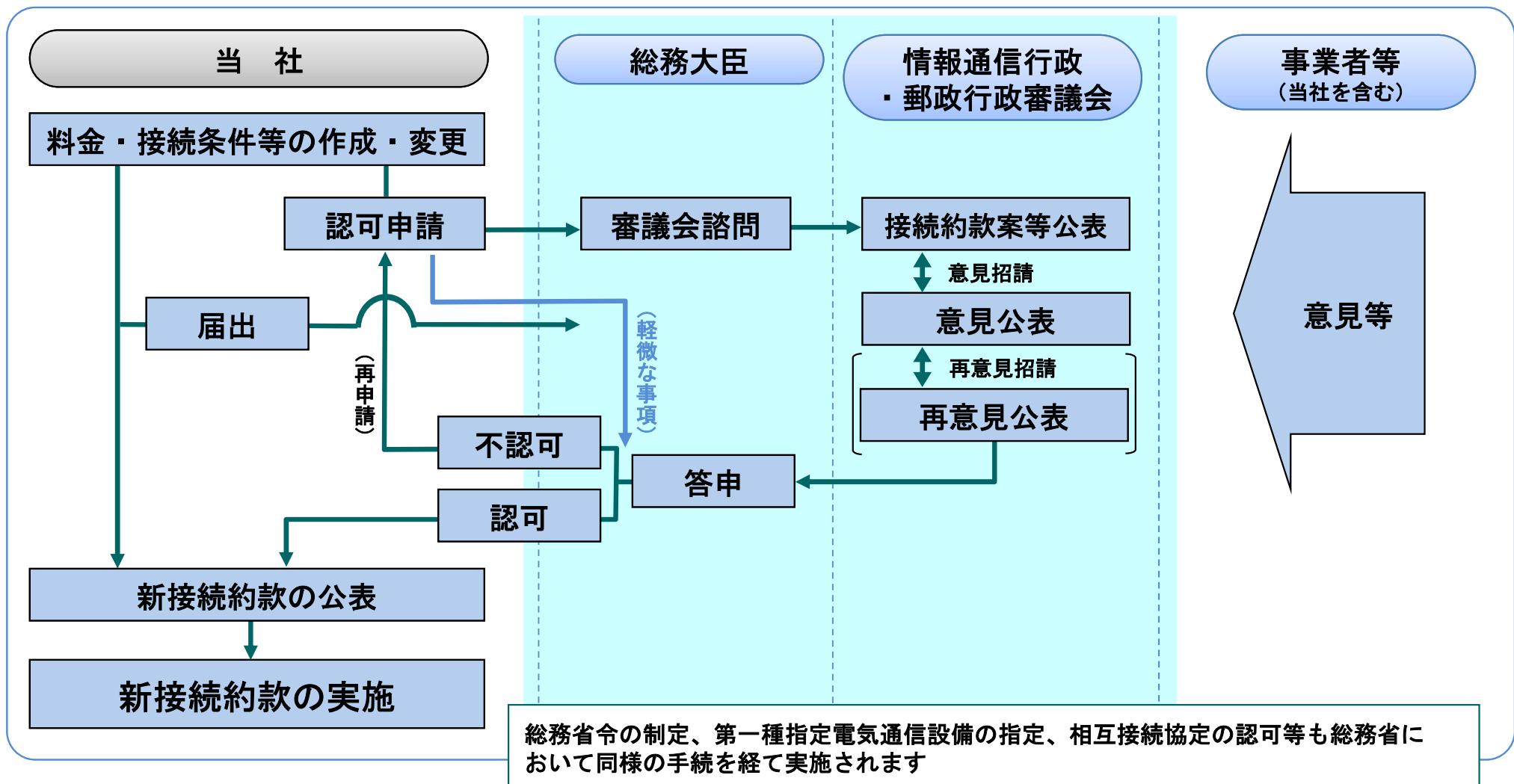
- 接続の手続き及び算定根拠に関する情報の提供

##### 【その他接続に関して必要な事項】

- 接続の申し込み手順等手続的な事項
- 経過措置に係る事項

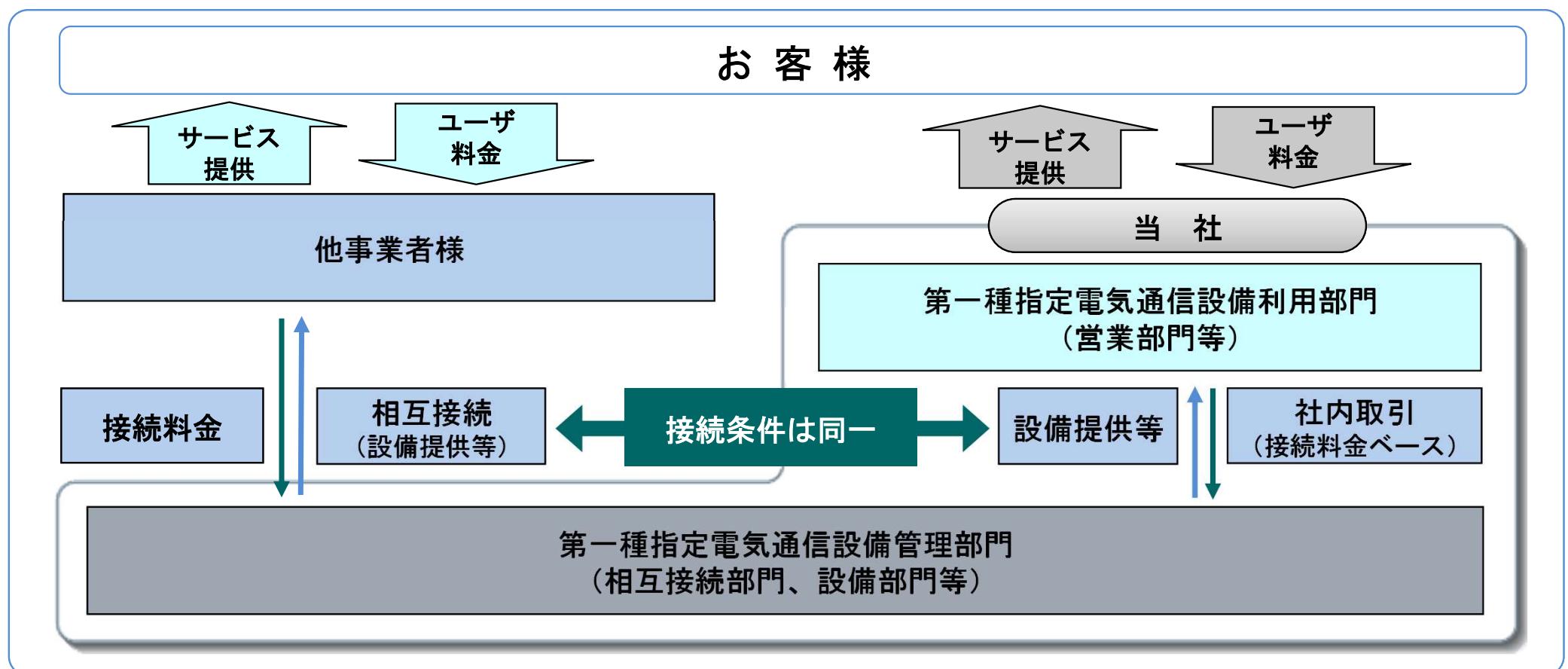
## III-1 接続約款の実施手続き

接続に関する料金や接続条件の作成・変更は、情報通信行政・郵政行政審議会を通じて広く意見を求め議論をするオープンな手続で実施され、透明性が確保されています。



## IV 接続会計

接続会計は、当社の第一種指定電気通信設備の管理運営及びその接続、提供を行う部門（第一種指定電気通信設備管理部門）と、第一種指定電気通信設備を接続料金（アクセスチャージ）ベースで利用してユーザサービスを提供する部門（第一種指定電気通信設備利用部門）とに区分してそれぞれの収支状況等を明確化するとともに、アンバンドルされた接続料の算定に必要な基礎データを提供するため、第一種指定電気通信設備をそのまま階梯または用途に応じて細分化した設備区分単位のコスト把握を行うこととした会計制度です。



# V 網機能提供計画

(電気通信事業法)

## 網機能提供計画の届出（第36条第1項）

- ・届出対象  
第一種指定電気通信設備の機能（総務省令で定めるものを除く）の変更又は追加の計画

(電気通信事業法施行規則)

## 届出を要しない網機能（第24条の5）

- 1 プログラム又はデータを書き換える機能
- 2 トラヒック測定機能
- 3 課金機能、料金計算機能（事業者間精算機能を除く）
- 4 監視機能、制御機能（他事業者に影響を及ぼさないもの）
- 5 公衆電話の料金を即時に収納するための機能
- 6 指定電気通信設備を設置する事業者の特定の業務の部門のみに接続する機能（113等）
- 7 利用者が端末から利用条件を設定、変更するための機能（カスタマコントロール機能）
- 8 番号案内機能（他事業者との接続機能を除く）

## 届出時期（第24条の2）

原則	90日前
例外	

- ・届出た計画の変更の届出、  
他事業者様要望の機能の届出など
- ・勧告に基づく計画の変更の届出
- ・円滑な接続に支障が生ずることを  
防止するためにやむを得ないと  
総務大臣が認める場合

## 工事の開始日の変更手続き（第24条の2）

インターネット公表後30日間の意見受付期間内に、他事業者様より要望・意見がない場合又はその他総務省の承認を得た場合は、工事の開始日の変更（前倒し）をする場合がある。

- ・届出時期  
当該工事の開始日の総務省令で定める日数前までに総務大臣へ届出

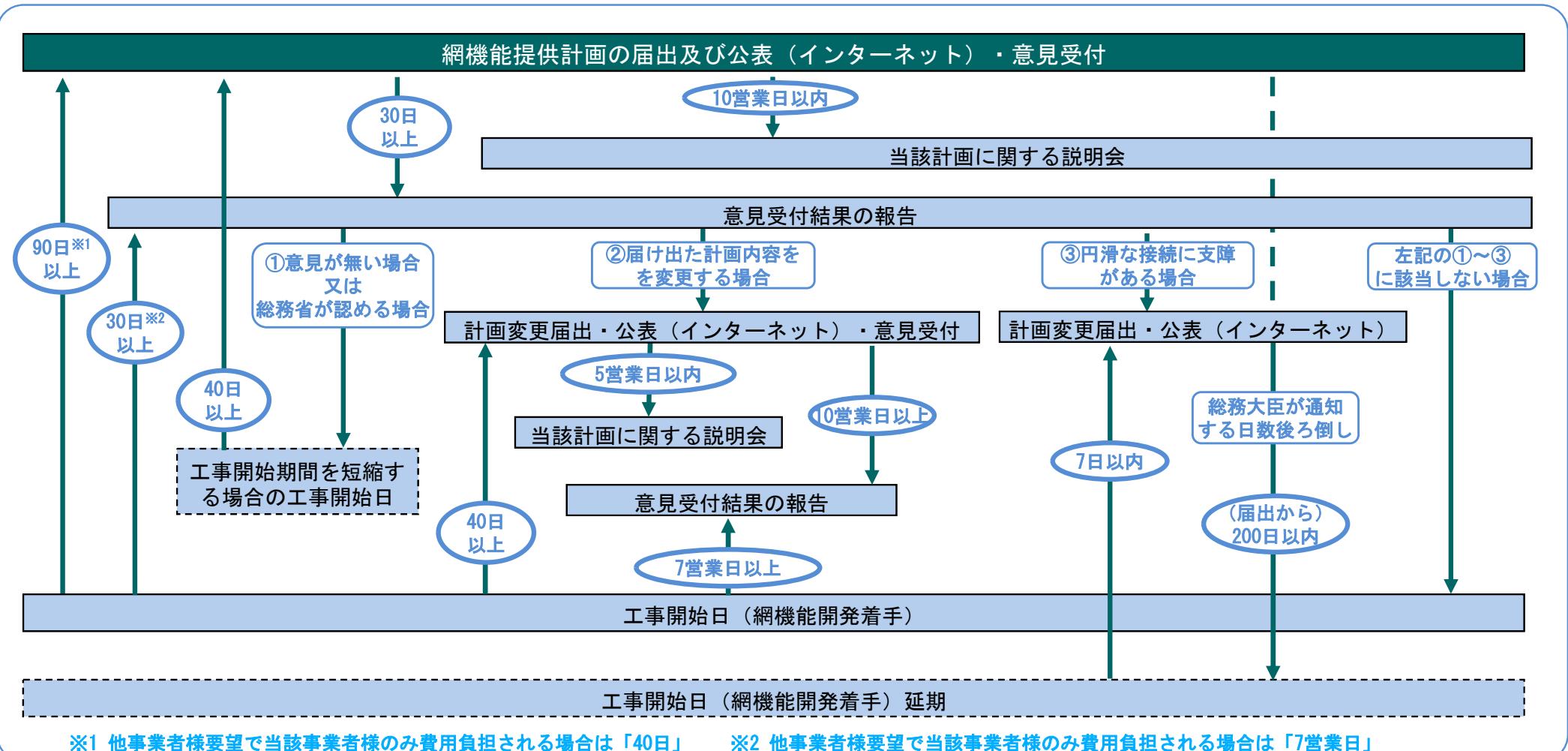
- ・届出項目  
総務省令に定めるところによる

## 届出項目・様式（第24条）

機能の内容、提供条件、インターフェース、費用負担の有無及びその概算、提供予定期限等を所定の様式に記載

# V-1 網機能提供計画の届出・公表

当社では、従来より相互接続条件に影響を及ぼす可能性があると想定される網機能の追加・変更にあたっては「網機能公示」を自主的に実施し、サービス開発に関する事業者間での公平性の確保に努めてまいりましたが、接続ルールでは指定電気通信設備の機能の変更・追加の計画について、原則「網機能提供計画」として総務大臣へ届出、公表することが義務付けられています。  
(2019年3月省令改正を反映しております)



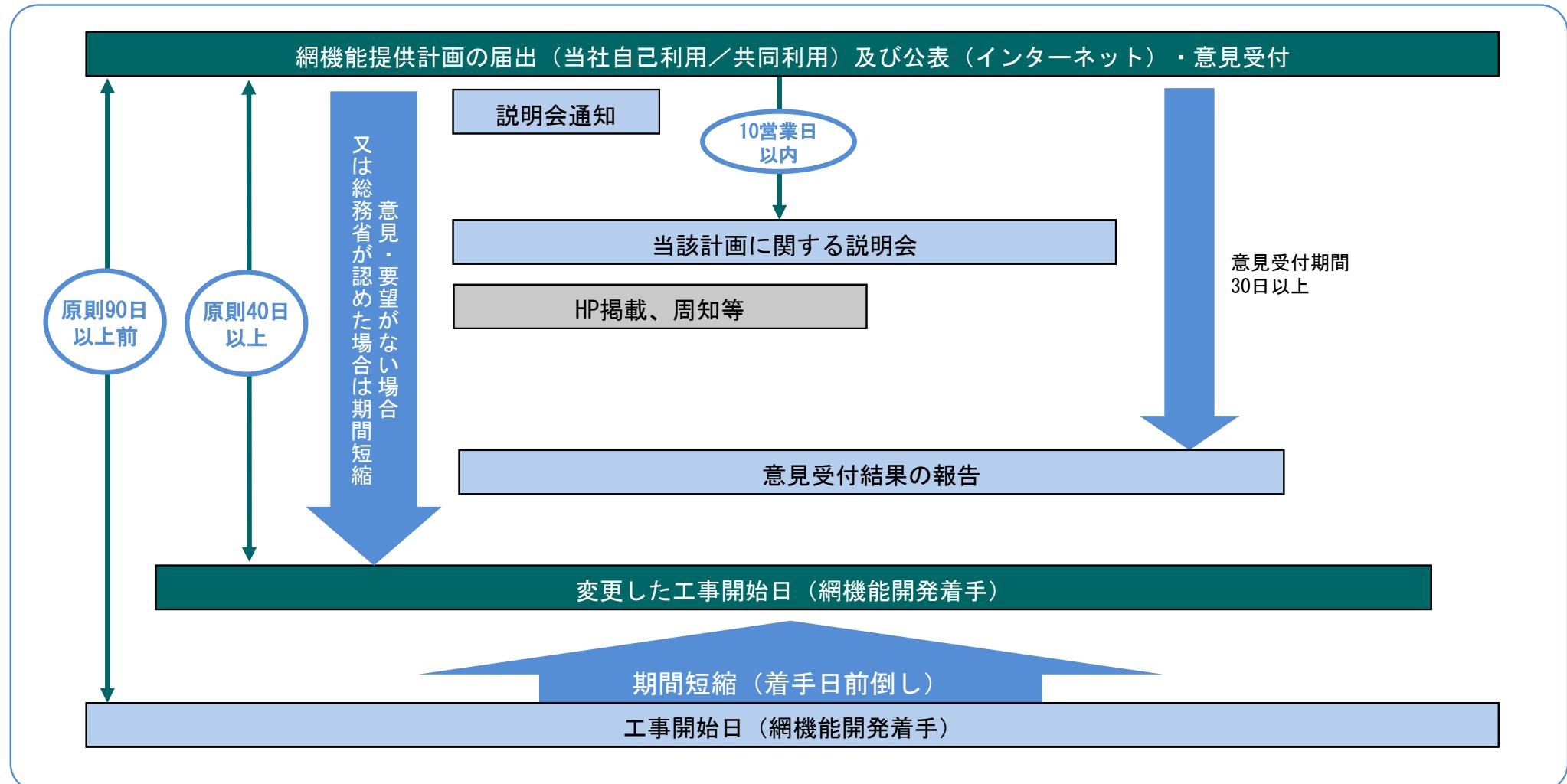
※1 他事業者様要望で当該事業者様のみ費用負担される場合は「40日」

※2 他事業者様要望で当該事業者様のみ費用負担される場合は「7営業日」

過去の届出内容は右記URLよりご参照いただけます。 <https://www.ntt-east.co.jp/info-st/netplan/netoffer/>

## V-2 公表期間短縮（工事の開始日の変更）

工事開始の90日前に網機能提供計画の届出が原則として義務付けられていますが、新サービスの早期提供の観点から、届け出た計画の公表（インターネット）後30日以上の意見受付期間内に他事業者様よりご要望・ご意見がない場合又は円滑な接続に支障の防止のため総務省が認めた場合は、工事の開始日の変更前倒しをおこなう場合があります。



## (参考) 網機能公示の実施

平成7年6月より網機能公示を着実に実施し、同時に他事業者様向けの説明会を開催してきました。

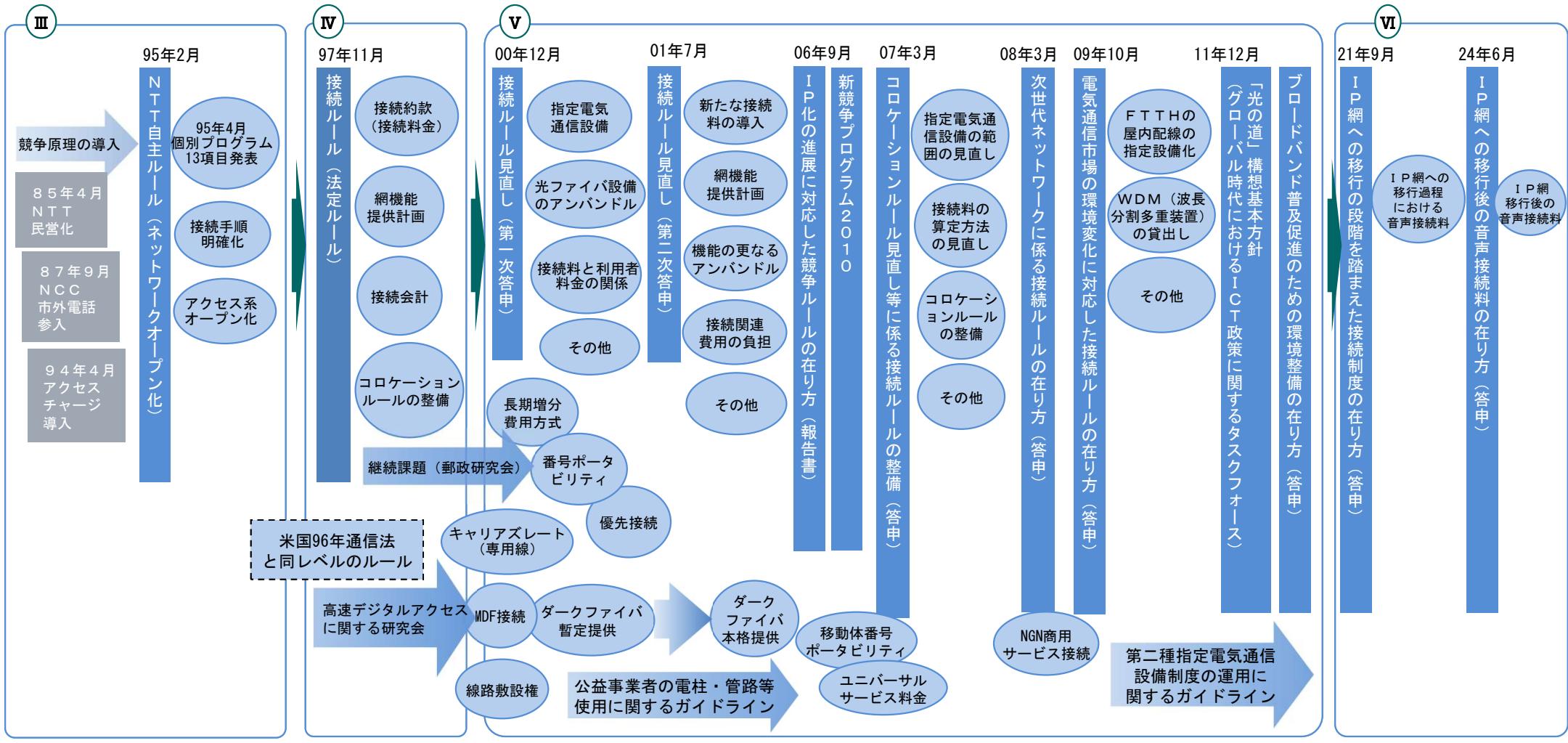
第1回 平成7年6月29日	・1995年度第3四半期以降に開発着手する網機能及び開発着手済みの網機能（全18項目）
第2回 平成7年12月26日	・オープンコンピュータネットワークの網機能（専用線ＵＮＩ相当） ・市内交換機接続インターフェース機能 [対応信号用（一般接続）]
第3回 平成8年3月26日	・オープンコンピュータネットワークの網機能（高速データ伝送） ・加入者回線接続インターフェース機能 [加入電話サービス用]
第4回 平成8年6月26日	・市内交換機接続インターフェース機能 [準対応信号網構成用（一般接続）] ・信号網接続インターフェース機能 [回線非対応信号用（共通部）]
第5回 平成8年11月25日	・A T M専用サービス接続インターフェース機能
第6回 平成9年3月28日	・接続先指示機能
第7回 平成9年7月3日	・信号網接続インターフェース機能 [回線非対応信号用（市内交換機機能）]
第8回 平成9年9月25日	・市外交換機接続インターフェース機能 [第二種事業者用] ・ディジタルアクセス1500サービス接続インターフェース機能
第9回 平成9年12月18日	・帯域共用型A T Mインターフェース機能

## 第2章

# ネットワークのオープン化の取り組み

# I 接続ルールの整備状況とネットワークのオープン化

当社は、他の電気通信事業者が当社ネットワークを自在に活用し、自由な発想によって多様なサービス展開を可能とするために、「ネットワークのオープン化（1995.2）」を発表し、現在にいたるまで様々な取り組みを実施してきました。



相互接続に対する  
NTTのスタンス

接続条件  
を巡る闘争

適正なコスト負担を条件に  
すべての接続要望に対応

事業者共通のルール作りとルール  
に則った相互接続事業の推進

IP時代の接続ルール

PSTNマイグレーションの実現

## II 自由競争市場の実現に向けた3つの課題と相互接続の歴史

### 自由競争市場実現に向けた3つの課題

- ①当社のネットワークをオープンすることにより競争を促進し、市場を活性化する。
- ②接続（相互接続）ルールを確立し、公正有効競争が図れる自由市場を実現する。
- ③自由競争実現を阻害する各種規制の緩和／撤廃を推し進める。

### 相互接続の歴史

#### 競争原理導入

1985. 4 電気通信事業法施行（NTT民営化）  
1987. 9 NCC市外電話参入  
1994. 4 事業者間接続料金制度導入  
1994. 11 フレームリレー、VPN接続問題

#### ネットワークオープン化

1995. 2 ネットワークオープン化宣言  
1995. 3 接続協議手順等の明確化に関する具体的措置  
1995. 9 アクセス系のオープン化

#### 接続ルール

1997. 11 接続ルールの施行（事業法改正）  
1997. 12 ネットワークのデジタル化完了  
1998. 2 WTO合意の発効  
1998. 3 接続約款認可・実施  
2000. 10 接続ルール見直し諮問  
2000. 12 接続ルール見直し第一次答申  
2001. 7 接続ルール見直し第二次答申  
2006. 10 コロケーションルールの見直し等諮問  
2007. 3 コロケーションルールの見直し等答申  
2007. 10 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について諮問  
2008. 3 「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方」について答申  
2009. 2 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等諮問  
2009. 10 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方」等答申  
2010. 12 「光の道」構想に関する基本方針公表  
2011. 3 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について諮問  
2011. 12 「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」について答申  
2020. 4 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について諮問  
2021. 9 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」について答申  
2023. 10 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について諮問  
2024. 9 「IP網への移行後の音声接続料の在り方」について答申

### III 自主ルールによる取り組み

当社は、競争の促進により電気通信市場が活性化し、結果的にお客様に安くて多様なサービスが提供できるという観点に立ち、競争環境を整備し、競争しやすい場を提供するためにネットワークのオープン化を推進してきました。

#### 基本的な考え方

- 適正な費用負担を前提に、技術的に不可能等合理的な理由のある場合を除き、全ての接続要望に応える。
- 他事業者様とNTT網との相互接続の条件については、「公平・公正、内外無差別」とする。

※「ネットワークのオープン化について（基本的な考え方等）」（1995.2発表）

#### 具体的な施策

- 原則すべての接続要望を実現
- 標準的な接続手順及び期間の作成・実施
- 接続費用の透明化、明確化、低廉化 → 算定根拠の提示、ネットワークコストの削減
- 網機能の追加・変更の公示 → インタフェース条件の開示
- 相互接続協定の公開 → 相手事業者様の承諾を得た場合

※接続協議手順等の明確化に関する具体的な措置（1995.3.31発表、1995.8.31改訂）

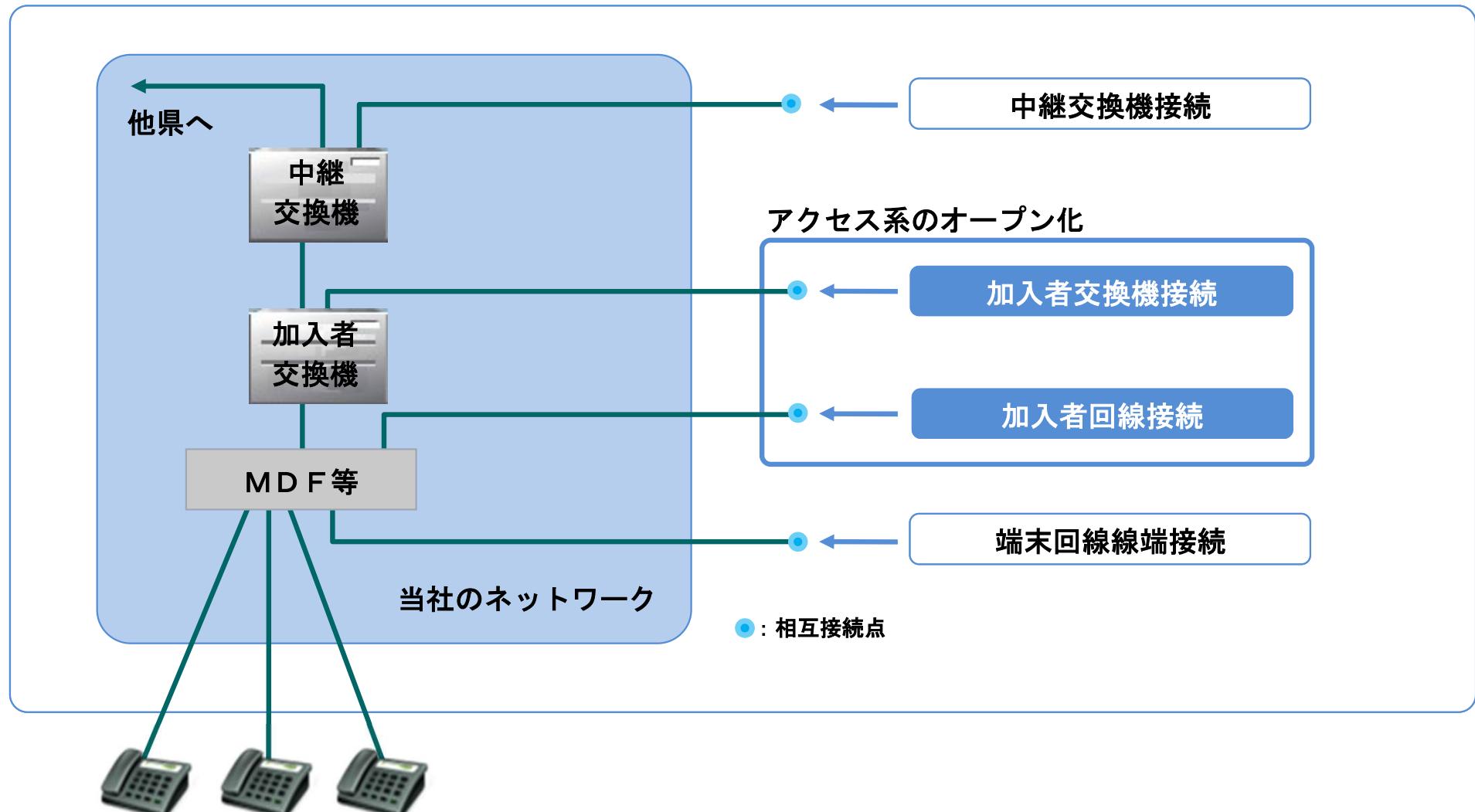
## (参考) オープン化個別プログラムの実施

当社は、平成7年4月に自主的なネットワークのオープン化として「ネットワークオープン化個別プログラム13項目」を発表し、その実現に向けて取り組んできました。その結果、平成13年5月に下記のオープン化個別プログラムは全て実現いたしました。

個別プログラム	実施時期・検討状況等
1. 「公一専」及び「公一専一公」接続	H 7. 4 (公専)、H 8. 10 (公専公)
2. PHSとの相互接続	H 7. 7 (NTT網活用型)、H 8. 3 (NTT網接続型)
3. 専用サービスと電話サービスの相互接続	H 7. 10
4. CATV電話との相互接続	H 8. 12
5. ファクシミリ無鳴動着信	H 9. 3
6. 信号網接続	H 9. 12 (基本サービス)、H 12. 1 (高度サービス)
7. 片方向接続から双方向接続への拡大等	H 9. 12
8. 発信電話番号通知	H 10. 2 (本格サービス)
9. NTTフリーダイヤルへの接続	H 10. 10 (CATV)、H 11. 4 (移動体等)
10. 第二種電気通信事業者との中継線接続	H 10. 10
11. NCCフリーфон	H 12. 1
12. 番号ポータビリティ	H 13. 3
13. 優先接続 (イコールアクセス)	H 13. 5

## (参考) 市内網の開放（アクセス系のオープン化）

従来の中継交換機接続に加え「市内交換機」での接続や加入者回線で接続を可能とすることにより、市内網を開放しました。



## IV 接続の基本ルールの法制化による接続制度の見直し

事業者間個別協議による接続  
(当社ネットワークのオープン化等自主的取り組みによる)

事業者間協議不調時の救済

接続命令・裁定制度

接続条件の妥当性の確保

接続協定の認可

【問題点】協議期間の長期化

- ・接続料金の算定根拠を巡る議論
- ・ネットワーク改造費用負担のあり方を巡る議論 等

接続約款に基づく接続  
(接続の基本ルールによる)

公正有効競争の促進

- ・透明、公平、迅速かつ合理的な接続を実現
- ・円滑な接続を阻害する反競争的な行為を防止

利用者利益の増進を期待

- ・料金の低廉化
- ・エンドエンドのシームレスサービス
- ・マルチメディア対応の新サービス

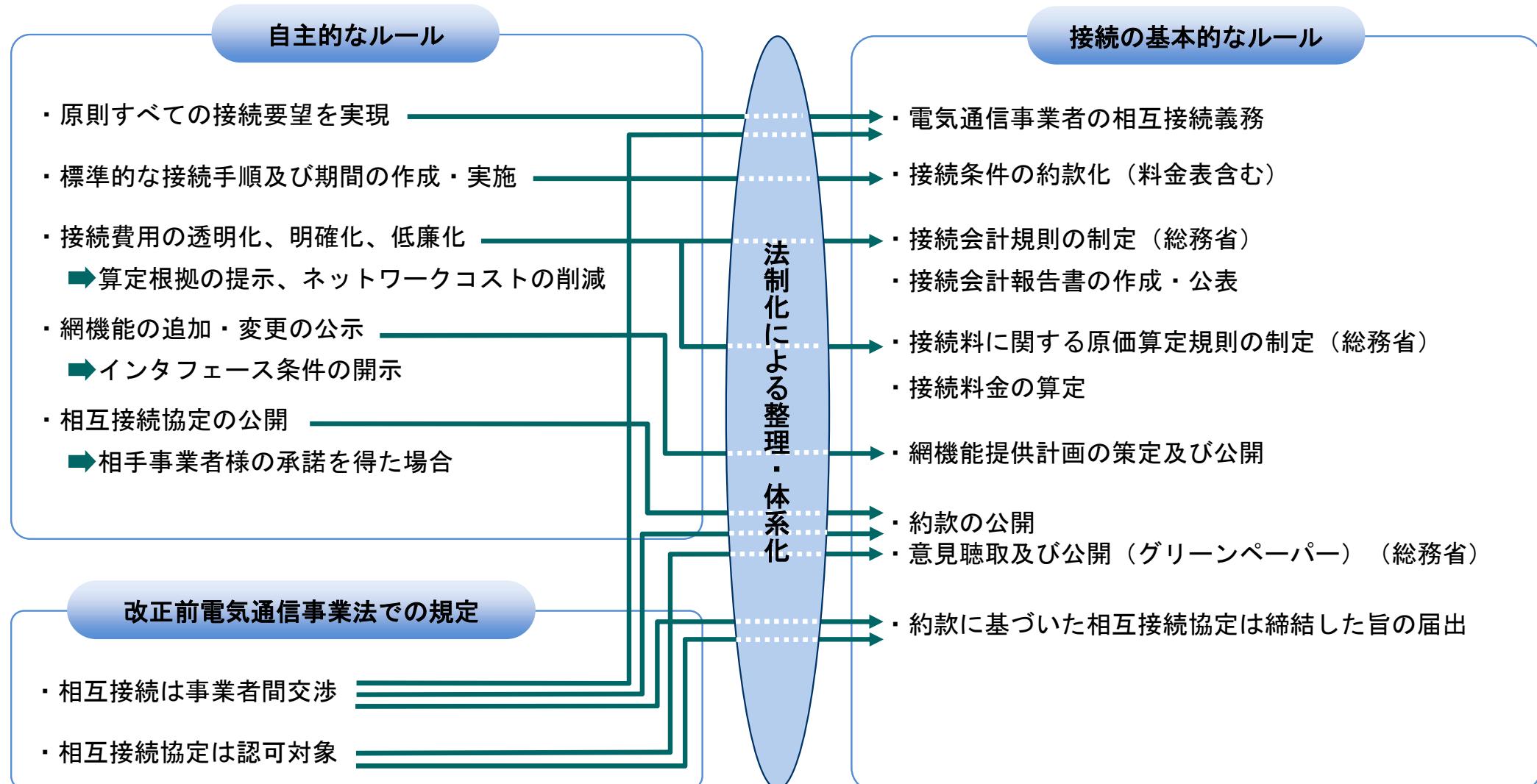
WTO合意に基づく国際的な調和

○最惠国待遇 ○市場アクセスの確保 ○内国民待遇

○追加的約束：相互接続の確保（期間や提供条件や料金において非差別、コストに準拠した料金、アンバンドル）

## (参考) 自主ルールとの接続の基本的なルールの比較

接続の基本的ルールの法制化により、従来の自主ルールは整理され、公正有効競争が促進されています。



# V 接続ルールの見直し①

接続ルールは、環境変化等を踏まえた答申等に基づき、改正が行われています。

## 「接続ルールの見直しについて」第一次答申 (2001.4省令改正)

- 1. 指定電気通信設備について**
  - ・移動体通信事業者の設備の扱い
  - ・光ファイバ設備の扱い
  - ・中継系伝送路設備等の扱い
- 2. 光ファイバ設備のアンバンドル**
- 3. 接続料と利用者料金の関係**
  - ・接続料と定額的な利用者料金等の水準
  - ・事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大
- 4. その他の事項**
  - ・接続関連費用の負担の考え方
  - ・ISDNから電話への同番移行
  - ・網機能提供計画
  - ・接続許否の手続規定の整備
  - ・接続制度全体の定期的な見直し

## 「IT時代の接続ルールの在り方について」第二次答申 (2001.12省令改正)

- 1. 新たな接続料の導入について**
  - ・光ファイバ設備の接続料
  - ・インターネット向け定額接続料の設定
  - ・公衆網への事業者向け割引料金の設定
- 2. 網機能提供計画制度の改善**
  - ・網機能計画制度の原則の維持
  - ・網機能計画の適用範囲
  - ・網機能計画の公表期間
- 3. 機能の更なる細分化（アンバンドル）**
  - ・伝送路の更なる細分化
  - ・FTTHサービスの提供に用いられる光ファイバ網の細分化
- 4. 接続関連費用負担の考え方**
  - ・基本的な接続機能の判断基準
  - ・個別負担の接続料における算定方法の見直し
- 5. その他の事項**
  - ・接続料の利用料金との関係の検証
  - ・光ファイバ設備の利用に係る手続等の内外無差別適用
  - ・接続用ソフトウェア開発期間の短縮

## 「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申 (2007.7省令改正)

- 1. 第一種指定電気通信設備の対象範囲の見直し**
  - ・第一種指定電気通信設備の指定方法
  - ・地域IP網等に対する指定
- 2. 接続料の算定方法の見直し**
  - ・接続料と利用者料金の関係の検証（スタックテスト）に係る見直し
  - ・事後精算制度の見直し
  - ・接続料債務の不履行リスクの扱い
  - ・分岐端末回線単位の加入ダークファイバ接続料の設定
- 3. コロケーションルールの整備**
  - ・中継ダークファイバの扱い
  - ・局舎スペース等の扱い
  - ・電柱におけるコロケーションルール
- 4. その他の事項**
  - ・屋内配線工事の扱い
  - ・回線名義人情報の扱い
  - ・加入ダークファイバ及び局内光ファイバの申込み手続の見直し

# V 接続ルールの見直し②

「次世代ネットワークに  
係る接続ルールの在り方に  
ついて」答申  
(2008. 7省令改正)

## 1. 第一種指定電気通信設備の 指定範囲

- ・第一種指定電気通信設備の  
指定の考え方等
- ・N T T 東西の次世代ネットワークの扱い  
・地域 I P 網等の扱い

## 2. 次世代ネットワークの設備・機能 の細分化（アンバンドル）

- ・検討上の留意点
- ・各機能のアンバンドルの要否
- ・機能の段階的発展等への対応
- ・標準的な接続箇所

## 3. 接続料の算定方法等

- ・接続料の算定方法
- ・接続会計の設備区分
- ・分岐端末回線単位の加入データ  
　ファイバ接続料の設定

## 4. その他

- ・接続に関する同等性の確保等
- ・スタックテスト
- ・映像配信プラットフォームのオープン化等

## 5. 接続ルールの見直し

「電気通信市場の環境変化に  
対応した接続ルールの  
在り方」答申  
(2009. 12省令改正)

## 1. モバイル市場の公正競争 環境の整備

- ・第二種指定電気通信設備制度の検証
- ・ネットワークインフラの利活用

## 2. 固定ブロードバンド市場の 公正競争環境の整備

- ・F T T x サービス
- ・D S L サービス
- ・固定ネットワークインフラの利活用

## 3. 通信プラットフォーム市場・ コンテンツ配信市場への参入 促進のための公正競争環境の 整備

- ・通信プラットフォーム機能のオープン化
- ・紛争処理機能の強化等

## 4. 固定通信と移動通信の融合 時代等における接続ルールの 在り方

- ・接続料算定上の課題
- ・固定通信と移動通信の融合時代等に  
　における接続ルールの在り方

「ブロードバンド普及促進  
のための環境整備の  
在り方」答申

## 1. 電話網から I P 網への円滑な 移行の在り方について

- ・コア網のPSTN から I P 網への移行に伴う  
　今後のネットワークの在り方
- ・円滑な移行に向けた利用者対応の在り方
- ・競争環境維持のための事業者対応の在り方

## 2. ブロードバンド普及促進のための 競争政策の在り方について

- ・N G N のオープン化によるサービス競争促進
  - 中継局接続機能
  - 収容局接続機能
  - アクセス回線
  - 通信プラットフォーム機能
- ・モバイル市場の競争促進（オープン化）
  - ネットワークレイヤー
  - プラットフォーム・端末レイヤー
- ・線路敷設基盤の開放による設備競争の促進
  - 電柱・管路等の使用手続の簡素化等
  - マンション向け光屋内配線の開放
  - 地中化エリアへの対応
  - 鉄塔等の一層のオープン化
- ・今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争  
環境の検証の在り方等

## V 接続ルールの見直し③

「IP網への移行の段階  
を踏まえた接続制度の在り方」答申  
(2023.3省令改正)

1. IP網への移行後に向けた音声接続料の在り方
  - ・IP網へ移行後の一種指定設備制度に基づく音声接続料
  - ・着信事業者が料金設定権を有することに伴う課題
  - ・着信事業者が設定する接続料に関する課題
2. IP網への移行過程における音声接続料の在り方（加入電話）
  - ・移行過程の接続料算定方法の適用期間
  - ・指定設備等
  - ・移行過程の公平な接続料の算定方法
  - ・長期増分費用（LRIC）方式の適用
  - ・価格圧縮のおそれへの対応
3. IP網への移行を踏まえた接続制度の在り方接続料の算定方法等
  - ・第一種指定電気通信設備制度を適用する事業者の範囲
  - ・第一種指定電気通信設備制度の適用対象となる設備の範囲

「IP網への移行後の  
音声接続料の在り方」答申  
(2025.1省令改正)

1. メタルIP電話、ワイヤレス固定電話、ひかり電話の接続料の算定方法
  - ・同一の接続料の算定方法
  - ・接続料原価の算定方法
  - ・ワイヤレス固定電話の扱い
2. LRICモデルにおけるメタルIP電話の加入者回線の取扱い
  - ・IP-LRICモデルにおけるメタル回線の光回線への置換えの適否
  - ・メタル回線維持に関する状況変化
3. 東西均一接続料の扱い
  - ・東西均一接続料継続の要否
4. 接続料算定方法の適用期間
  - ・接続料算定方法の適用期間の適否
5. その他
  - ・LRICモデルの運用プロセスの簡素化

## 第3章

# 情報公開の取り組み

# I 情報開示の基本的な考え方

当社では、電気通信市場における公正競争を促進し、電気通信全体の均衡ある発展を図るという観点から、電気通信事業を営むうえで発生するさまざまな情報の積極的開示に努めています。

## ●情報開示の範囲

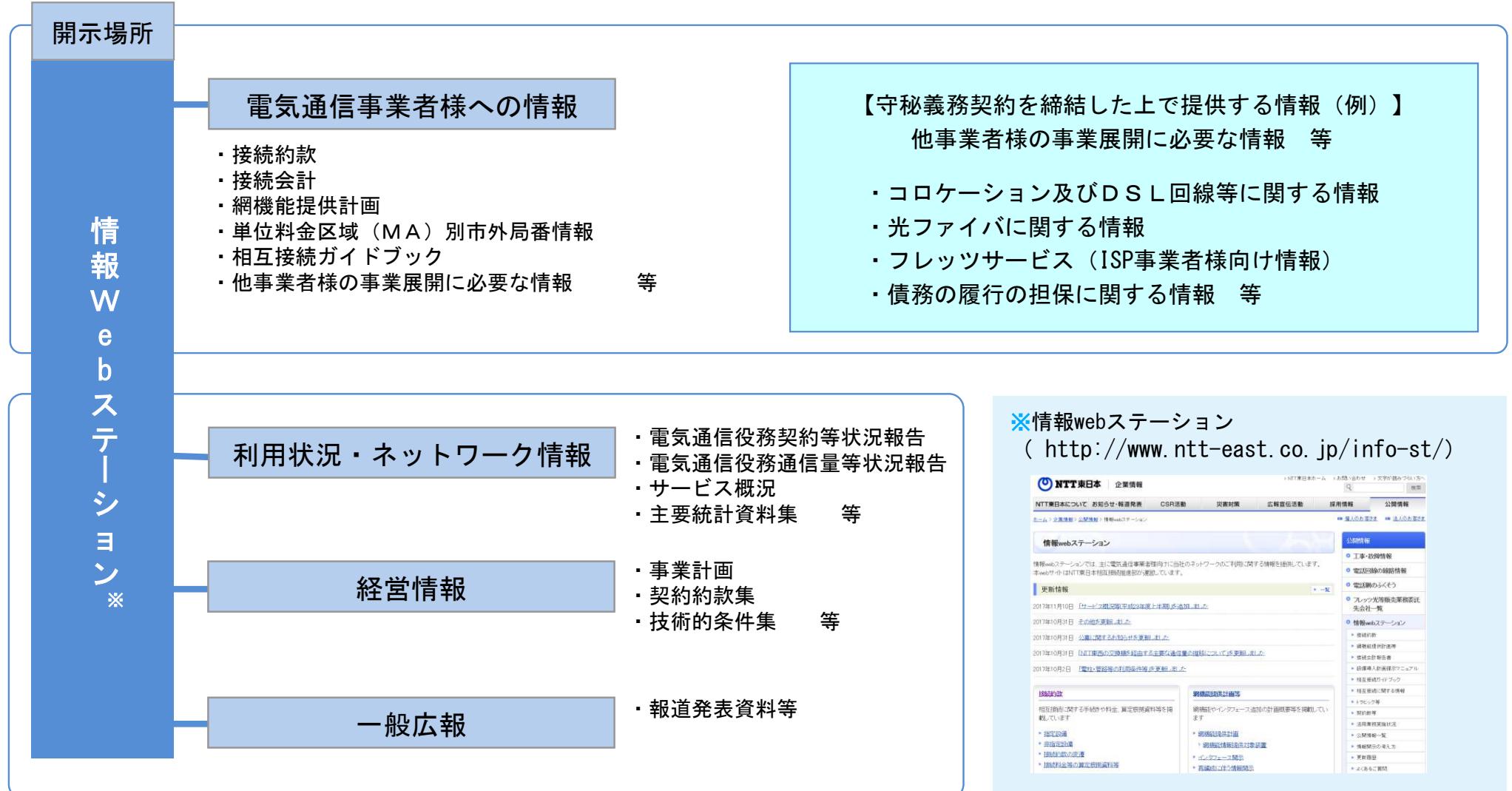
下記に該当する場合を除き、当社の保有する各種情報は原則一般に開示します。

- ① お客様、取引相手等のプライバシーに係わるもの
- ② 公共の秩序維持に係わるもの
- ③ 内部者（インサイダー）取引規制に係わるもの

なお、上記の情報であっても、ネットワークの相互接続を行う他電気通信事業者様に対し、相互接続上必要な情報及び事業展開に必要な情報については、法的保護義務等のあるものを除き開示を行います。

## II 当社の開示情報

当社における公開情報については、以下の4つに大きく分類され、他事業者様が接続に必要な情報については、接続約款に基づく守秘義務又は守秘義務契約により開示します。



### III 当社の開示窓口

当社では事業法の規定に基づき、接続を円滑に行うための必要な情報を公開しています。

また、公正有効競争条件の確保及び研究開発成果の普及を実効的なものとするため、各種技術情報について可能な限り積極的に開示を行っています。

上記の情報は以下の窓口及びホームページでご覧ることができます。

#### 1. 各種情報開示の一般的なお問合せ

- 情報webステーション

web-station-m1@east.ntt.co.jp  
(全て半角記号・英小文字)

#### 2. 研究開発成果の申込み・問合せ

- 研究開発成果一般、技術開示：

NTT知的財産センタ

<https://www.rd.ntt/chizai/information.html>

- 当社が保有する研究開発成果一般、技術開示：

NTT東日本ITイノベーション部知的財産担当

TEL 03-5359-2755

#### 3. 上記以外の相互接続上必要な情報に関するお問合せ

- NTT東日本 相互接続推進部

TEL 03-5359-4120

#### 4. 公開情報ホームページURL

<http://www.ntt-east.co.jp/info-st/>

## 第4章

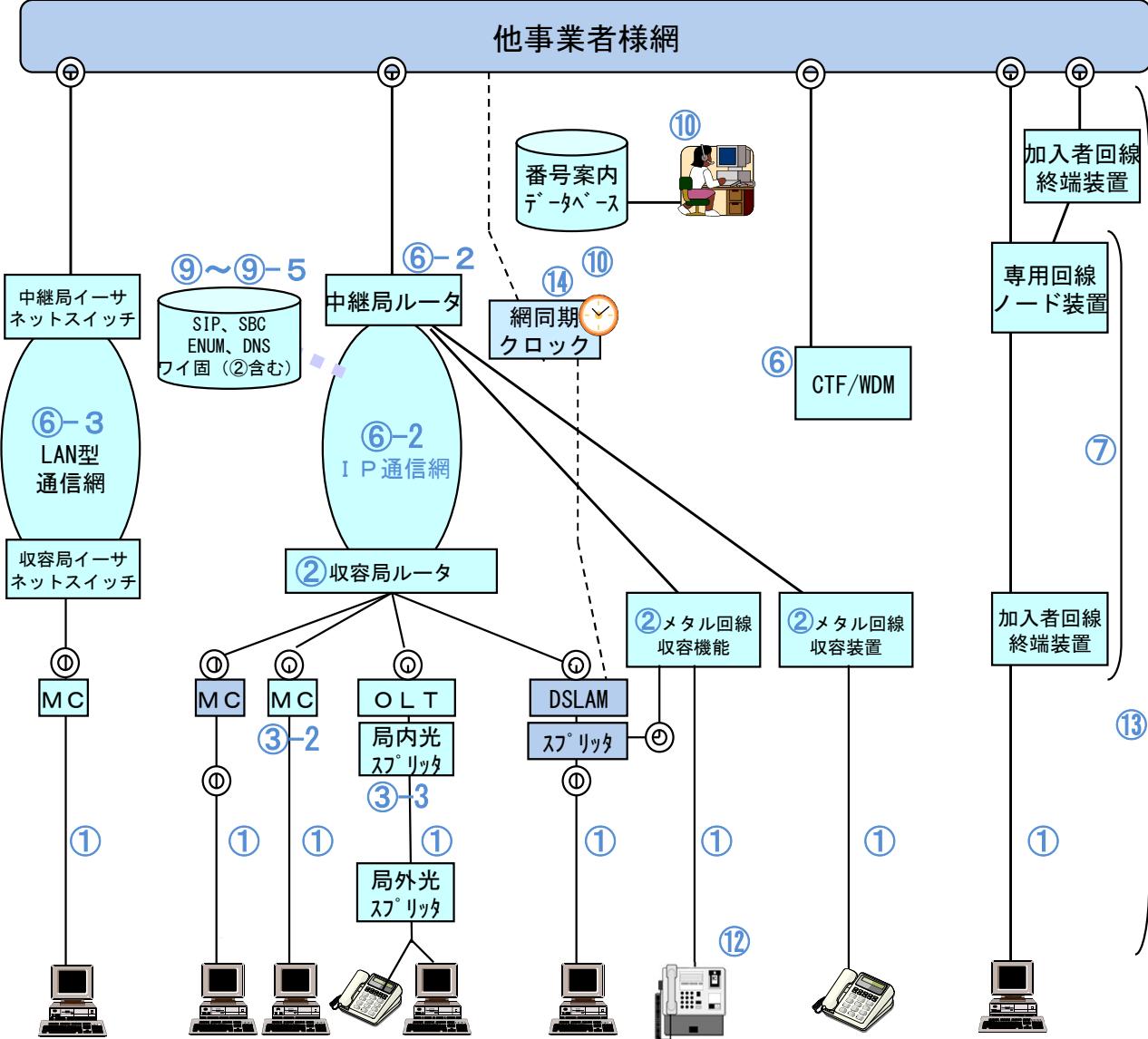
# その他の当社取り組み

# I ネットワーク機能のアンバンドル化

当社では、接続の基本的ルールに基づき、相互接続に必要な機能のみをお使いいただけるようネットワークの機能をアンバンドル化し、それぞれ網使用料を設定して提供しております。

【凡例】   他事業者様設備   当社設備

接続料規則第4条に規定する機能	
① 端末回線 伝送機能	一般/特別帯域透過端末回線伝送機能
	帯域分割端末回線伝送機能
	光信号端末回線伝送機能
	総合デジタル通信端末回線伝送機能
	その他端末回線伝送機能
② 端末系 交換機能	端末系ルータ交換機能
	一般収容ルータ優先パケット識別機能
	メタル回線収容機能
	ワイヤレス固定電話交換機能
③-2	光信号電気信号変換機能
③-3	光信号分離機能
⑤	閑門系ルータ交換機能
⑥ 中継伝送機能	中継交換機接続伝送専用機能、 一般/特別光信号中継伝送機能
	一般/特別一般県間中継系ルータ 交換伝送機能
⑥-2 ルーティング 伝送機能	特別収容ルータ接続ルーティング 伝送機能
	⑥-3 イーサネットフレーム 伝送機能
⑦	通信路設定伝送機能
⑧	信号伝送機能
⑨	SIPサーバ機能
⑨-2	SIP信号変換機能
⑨-3	番号管理機能
⑨-4	ドメイン名管理機能
⑨-5	ワイヤレス固定電話用制御等機能
⑩	番号案内機能
⑪	公衆電話機能
⑬	端末間伝送等機能
⑭	クロック提供機能



## II 苦情・要望等の受付窓口について

当社では公正競争条件の適正な運用に向けた取り組みとして、他事業者様向けの苦情・要望の受付窓口を相互接続推進部内に設置しております。

### 受付窓口

東日本電信電話株式会社  
相互接続推進部  
〒163-8019  
東京都新宿区西新宿3-19-2  
電話 03-5359-4120

### 手続き

受付及び回答は書面により行います。  
当社では、受付後原則2週間以内に  
回答します。

※お問い合わせは上記電話番号にて承ります。  
(9:30~16:30 土・日・祝日・年末年始を除く)

### 他事業者様

書面により  
受付します

受付後2週間以内に  
回答します

### 相互接続推進部（受付窓口）

### 社内検討

### 当社

### III 公正競争及び内外無差別に関する取り組み

当社は、接続事業者様と競合するサービスの販売など、営業活動の展開にあたっては、公正競争を厳に遵守し、取り組んでおります。

1. 接続事業者様情報の目的外利用の禁止（情報の適正利用）
2. 接続に必要な建物・施設の利用又は情報提供の同等性確保（内外無差別）

